

午前１０時００分 開会

傍聴人１名を許可

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。堀合委員から欠席の届出があった。他の委員は全員出席である。

議 長 挨 拶

１ 令和７年第２回定例会の運営について

（１）付議事件について（資料１）

【福本委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から資料１に基づき説明。

【福本委員長】 説明のとおりかどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 市側職員は、ここで退室する。

（総務部長、総務課長 退室）

（２）会期日程について（資料２）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 資料２を、御覧いただきたい。令和７年６月第２回定例会は、６月２日（月）から６月２６日（木）までの、２５日間の会期を予定している。６月２日（月）が本会議、委員会は６月４日（水）から６月１０日（火）まで、記載の６つの委員会である。１１日（水）が委員会の予備日である。総務常任委員会開催日の６月９日（月）の正午が一般質問通告の締切りである。６月１９日（木）、２０日（金）、２３日（月）の３日間が本会議で一般質問となる。なお、６月１９日（木）の正午が公社等の経営状況の質疑通告の締切りである。６月２６日（木）が本会議最終日となっている。６月１８日（水）と２４日（火）に、本委員会の開催を予定している。

【福本委員長】 説明のとおりかどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

２ 永年勤続議員表彰の伝達について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 全国市議会議長会から、５月２０日に表彰された本市議会議員について、６月２日の本会議初日開会前に、議長から表彰状をお渡しする伝達式を行わせていただきたいものである。１０年表彰として古木議員が対象である。なお、河端議員と金原議員と石田議員も対象であるが辞退されていることを、併せて報告させていただくものである。

なお、当日の流れであるが、開会前に、古木議員をお呼びするので、登壇していただき、議長から表彰状を受け取っていただく。その後、写真撮影を行うという流れの予定である。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように願います。

３ 請願書・陳情書の取扱いについて（資料３）

【福本委員長】 本件について、正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議を行った。その結果と理由について、事務局から報告する。

【議事係長】 資料３を御覧いただきたい。こちらは報告事項となる。今定例会の締切りとなる５月２３日（金）の１７時までに提出された請願書・陳情書の取扱いについて、議長が正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議をすることが適当であると判断され、協議が行われたので、結果を報告する。

まず、請願第７－２号「日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める請願書」については、請願書として提出されているため、委員会付託を行うこととするが、本件は国政に関する内容であり、また、本市には日米地位協定を所管する部署がなく、明確に答弁できる所管課がないため、付託先の委員会は、他の委員会の所管に属さない事項を所管する総務常任委員会としつつ、市側説明者の出席は求めないことが決定されたことを報告するものである。次に、陳情第７－１１号「国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについての陳情書」については、陳情書の処理基準の１０「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定されたものである。次に陳情第７－１２号「地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書」については、陳情書の処理基準の１１「既に議会として結論を出した会議から、同一任期中に提出されたもので、同趣旨と認められ、かつ、特段の状況の変化がないと認められるもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定されたものである。

【福本委員長】 本件は報告事項だが、何かあるか。

【石田委員】 日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める請願について、市側の説明者を求めないということだが、本市には基地政策課があり、日米地位協定を踏まえた対策を日々行っていると思うが、他自治体で、座間市は、説明者がいて質問を受けられるようにしていると思う。なぜ大和市はこういう対応なのか理解できない。市側が出したくないからなのか、それとも議会が求めないとなったのか。

【福本委員長】 明確に答弁できる所管課がない。そのため、市側説明者の出席を求めないこととした。

【議事係長】 過去の事例だが、平成３０年度の陳情第３１－３号で『全国知事会の「米軍基地負担

に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書』が提出されたが、国政に関する内容であること、明確に答弁できる所管課がないということで当時、委員会付託されなかった経緯がある。今回は請願書なので、付託はされるが内容が国政に関することであり、明確に答弁できる所管課がないため、このような判断に至った。

【石田委員】 大和市が日米地位協定について聞かれても答えることができる所管課がないということを確認することになる。今の基地対策の在り方は、日米地位協定自体に問題があるというのが大和市の立場であると思うし、抜本的な改定を求めていくところまで行っている行政が説明をする部署がないというのは、説明がつかないと思う。せめて議会からは市側説明者の出席を求め、行政側がそれでも出せないということであればまだ分かるが、議会としてそれを求めないというのはいかがなものかと思う。それを四者で決めたというのが私は理解できない。議会として求めていく必要があると思う。本件は報告なので、覆すことはできないと認識しているので、今後、同様のことがあったときに行政側が説明することはできないからということで、そのように決めましたと言われても私は納得しがたいので、今後、四者協議では、説明ができる体制をつくっていただきたい。

【堀口委員】 大和市がこの日米地位協定の抜本的改定を求めているという立場もあるし、答弁ができる部署がないというのは、少し違和感がある。基地政策含めて全般を担っているというところで、市側も議論に参加をしていただきたいと思いますし、今後、そういったことを踏まえて対応していただきたいという意見だけ述べておく。

【福本委員長】 石田委員、堀口委員のおっしゃったことも理解はするが、一方で、日米地位協定に関しては、国に関することで、現在こちらを所管する部署が大和市にないのは事実なので、部署がないにもかかわらず、委員会の場で質疑して答えを求めることはハードルが高い。意見として承る。

ほかになれば、本件は報告事項なので、これで終了する。

4 監査における議会に対する意見への対応について（資料4）

【福本委員長】 本件は3月21日の本委員会で持ち帰りとなった件である。2か月前のことになるので、改めて事務局に前回までの経緯の説明を求める。

【事務局次長】 資料4を御覧いただきたい。本件はさきの3月13日と21日の本委員会において説明や協議が行われたものである。その内容は、昨年度の議会事務局の定期監査の際の意見として、各委員会に速記者の派遣を受けるのは今の時代にイレギュラーなので音声反訳に移行できないか、そのために委員長報告などについて議会で協議いただけないかと代表監査委員から意見があったことを報告させていただいたものである。併せて、速記者自体の確保が社会状況等から今後は難しくなっていくこと、本市議会の現状と他市議会への調査結果等を説明させていただいた上で、委員会会議録作成の締切りや委員長報告の内容が、本市と同等または本市以上の内容の市議会は確認できなかったことを報告させていただいたものである。

これに対して各委員からは次のような発言や質問等があった。「他市と比べて精度の高いものを短期間で出さなければいけないために事務局職員がいつも夜遅くまで残っているのは議会全体としてロスである」、「委員長報告の在り方を考えなければならない」、「委員長報告が簡易的なものになった場合、事務局の負担はどの程度減るのか」、「予算決算審査の時期は、事務局職員は深夜遅くまで残ることが常態化しているのか」、「会議録作成が6か月後でよいとなれば、かなり負担は軽減できるという認識でよいのか」、「録音もあるわけだから、そういうもので対応可能だと思う」、「要点筆記から全文筆記に

なった場合、どのような状況が想定されるか」等であった。

なお、資料4は既に前回配付させていただいた資料に記載したものと同一内容で、今後の委員長報告の項目の例である。開催年月日、委員の出欠席、傍聴者の件、議案番号、議案名、採決結果としており、下に実際の報告例を記載している。

【福本委員長】 内容は事務局から説明させたとおりである。前回、前々回の状況からは、他市議会並みに合わせていくという方向性に対して、明確に反対の意思を示した会派はなかったと理解している。また、委員各位も御記憶のことと思うが、さきの3月28日の臨時会では、速記者の派遣に関して危惧していたことが早くも実際に発生した。詳細について、引き続き事務局に説明を求める。

【事務局次長】 3月28日の臨時会当日の総務、厚生、文教市民経済の3つの各常任委員会について、速記会社に対して速記者の派遣をお願いしたところ、予定外なので急には派遣は難しいとの理由でいずれも断られた。その際、音声反訳による全文筆記ならば対応可能との申出があり、緊急避難的にそのような対応をお願いした状況であった。事務局としても、速記会社から派遣を断られる事例がこんなにも早く実際に発生するとは想定していなかったため、結果として議員各位に御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるものである。

【福本委員長】 委員長としても、速記会社から速記者の派遣を断られるのは、もう少し先のことになるだろうと想定していたので、非常に危機意識を強く感じている。この突然の状況を踏まえれば、今年度中に予定されている全員協議会室の音響設備の更新も考慮し、速記者の派遣を受けずとも、早々に音声反訳による全文筆記の会議録作成と委員長報告に支障が生じない対応方法を、本市議会として、よりスピード感を持って改善しなければならない状況になったと言わざるを得ない。

資料4の内容も踏まえ、各会派で考えをまとめてきていただいていると思うので、順番にお聞きしていきたい。なお、お聞きする内容は次の2点なので、確認を兼ねて説明させていただく。1点目として、「委員会会議録を『速記者派遣による要約筆記』から『音声反訳による全文筆記』に切り替え、委員会会議録の完成は、5か月後に変更することでよい。」2点目として、「委員長報告の内容は、前回配付した資料に記載したものと同様の、お手元の資料4の内容でよい。」以上2点を併せて順番にお聞きしていきたい。なお、何か会派としての意見がある場合は併せてお願いしたい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは1点目、2点目ともに賛成する。

【鳥渕委員】 2点の回答の前に事務局に確認したい。速記契約はどうなっているのか、また、これまで公開にどれぐらい期間を要していたのか。

【議事係長】 速記の契約形態は単価契約である。本会議は音声反訳による全文筆記、委員会は速記士派遣による、要約筆記で、それぞれいくらかという単価契約を結んでいる。次に、今までの会議録の公開時期については、会議録検索システムでの公開ということになると、次の定例会の1週間前の本委員会開催日に掲載している。その前に見られるように、速報版という形で定例会のおおむね1週間後をめどにホームページへ掲載している。また、予算、決算審査のある3月定例会、9月定例会の際には、一般質問3日目に議員各位に暫定版の予算、決算審査の会議録を配付している。

【鳥渕委員】 3月の時点で私は委員ではなかったが、会派として状況を確認をして、内容は会派で話し合いをしたことも踏まえて、議会の目的、役割はどうかと考えた上で、他市議会の状況、例えば最新のAI等の活用とか最新技術を活用して、費用も考慮しながら進めていくべきではというような考えを持っている。今日、会議録検索システムを確認した時点では、12月定例会の委員会の内容が最新の状況であった。今、話が合ったように、1週間前の本委員会開催日に掲載ということで、そろそろアップされると思っているが、3月、9月の議会においては委員会の開催時間も長くなると思

う。現状で不足している機器とか、設備があれば、人を入れるという考えもあるのではないかと、特に3月、9月においては。もちろんそこにはお金が発生してくると思っているが、議会の目的は、我々議員のためではなく、市民に、しっかり公表していく考え方が大事ではないかと思っている。ただ、今の現状も踏まえた中で、まずはそういったこともしっかりと考慮していくべきだと思っている。

最初に戻るが、委員長から話があった、今回の要約筆記から全文筆記に、そして期間が委員会会議録の作成が6か月後ということに対して、公明党として何としても反対ということではなくて、先ほど言ったことを考慮できないかと付け加えたい。委員長報告の内容についてはこれでよいと考えている。

【福本委員長】 公明党の考えとしては、この内容でよいが、議会に応じた対応も検討してもよいのではないかという、総じて賛成ではあるけれども、そういう考えもあるということではよい。

【鳥淵委員】 そのとおりである。

【木村委員】 自由クラブとしては、2番目の委員長報告についてはこれでよいと思う。1点目の会議録については音声対応で5か月後でどうかという話だったが、これは一般市民が見られるのが当初6か月という話だったが、今回5か月でどうかということだと思う。我々議員にとっては、例えば政務活動費を利用して何か新聞に載せるとかそういう場合、事務局総務係で内容が問題ないかチェックするが、もし、半年後にタウンニュースなりにそういう記事を載せると効果がぼやけてしまう。基本的には音声対応会議録で結構だが、可能な限り確定版ではない記録で結構だが、1か月、2か月以内ぐらいでできないかどうか、事務局に確認したい。

【事務局次長】 内容は木村委員がおっしゃったとおりであり、今5か月後という案が出されているのは、あくまでも完成版をホームページに公開するのが5か月後という意味である。議員各位にとってということで答弁すると、昨年度の各派代表者会で、未定稿の会議録でも議員本人が参考として使う範囲であれば完成する前でも渡すことが合意され決定されている。そのため、その部分については今と大きく変わって議員に負担をおかけすることは生じないと承知している。

【木村委員】 そういうことであれば結構である。

【福本委員長】 自由クラブは1、2ともに賛成ということでよい。

【木村委員】 そのとおりである。

【堀口委員】 日本共産党も基本的には賛成する。公明党も言われていたが、今みたいに要約の速記版で、議会でどんな議論がされたか早く確認ができるのは、市民からは分かりやすく、そこがなくなってしまうことは、市民のメリットが減ってしまうので、きちんと考えていきたい。現状からすると、こうなるのは他の市議会でも実際にそうやっているので致し方ないが、これまで委員会でどんな議論がされたのかは委員長報告でされていたわけで、その報告がなくなるということなので、今後は各党派としては討論の中できちんと意見を述べて議論を深めていくという、議会としての努力が必要ではないかと意見を付して基本的には賛成する。

【福本委員長】 日本共産党は1、2併せて基本的には賛成だが、市民のメリットのことも意識は持っておかなければいけない。また議会としては、それを踏まえて一段と努力するという形で基本的には1、2ともに賛成でよい。

【堀口委員】 そのとおりである。

【吉田委員】 神奈川ネットワーク運動も基本的には賛成である。速記者の派遣が望ましいとは思いますが、音声による筆記も仕方ないと思う。市民に公開するのが、5か月要してしまうのは完成しきった

ところではあると思うが、早めの公開というところに関しては、早く市民も知りたいと思うので賛成である。

【福本委員長】 神奈川ネットワーク運動も1、2ともに基本的には賛成ということでよい。

【吉田委員】 そのとおりである。

【石田委員】 事務局に確認だが、完成、公開までが5か月後というのはどういう段取りで5か月かかるとしたのか。

【事務局次長】 前回、前々回の説明が長かったため伝わり切っていない部分があるのかもしれないが、他市の状況調査をしたところ6か月が一番多かったと報告している。この間6か月がどうなのかというところで議長、副議長、本委員会の委員長、副委員長等に相談し、6か月では長いのではないかと、それよりも少しでも早くできないかというところで5か月という数字が出た。現在行っている要約筆記とは、速記者が現場にいるからできる手法であり、音声反訳に変更になると技術的に全文筆記しか対応できないと速記会社から言われている。そのため速記者がこれから減っていく中で要約筆記というのは、今後は取り得ない手法になっていくと言える。石田委員の質問に戻り、なぜ5か月なのかと言うと、全文筆記になるので私たちの作業、チェックする文量が増えると同時に、委員長経験者なら分かると思うが委員長の確認する文量も増え、時間も増える。そうすると、事務局として今と同じ締切りでできますと言い切ってしまうのは、委員長の確認期間を制約してしまうことになるのでそこまでは言い難く、5か月としている。今後、この方法で進めた際に、もっと早くできるのではという声が議員から上がってきたときには、正副議長、正副委員長の判断の下、新たな提案が出る可能性もあると思うが、委員長の確認期間を制約できないので今回5か月となった。

【石田委員】 5か月は長いと思う。もちろんすぐに作るのが厳しいことは分かるが、3月、6月、9月、12月と定例会が行われる中においては、3月に行われた議論をしっかりと見たいという市民は、次の6月定例会の前には見たいと思う。前の定例会で行われたものが次の定例会をまたいでから公開されるのは市民から理解が得難いと思うので、予算の問題だとかいろいろ出てくるとは思うが、検討していただきたい。

委員長報告についてだが、市民は、これまではどの委員や会派がどういう討論かが要約で分かる状態で、質疑も分かる状態だったが、その質疑と討論を要約するのは非常に厳しいというのは私も理解している。その中で、特に難易度が高いのは質疑ではないかと思っている。いきなり質疑討論両方なしで、賛成で可決、認定でしたというような賛否の結果だけをお伝えするという委員長報告よりは、討論は残せないかと思っている。それについて、どういう検討がなされたのかその過程も伺ってよい。

【事務局次長】 事務的なことで説明をすると、御指摘のとおり、全文筆記になり期間が延びると、質疑答弁について対応致しかねる状況となる。討論の部分についても同様だが、本委員会で協議し、決定していただくのは当然であり、事務局はその決定に従って事務を遂行する立場である。実際に討論も掲載するとなった場合、限られた期間の中で音声データを聞きながら文字起こしし、この人員体制でそれをまとめるという、今は行っていない作業が新たに発生することとなる。それに対してどうなのかというのは、先ほど申し上げたとおり本委員会で協議の上決定されるものであると承知している。

【石田委員】 虹の会としては、急激な変化で、直ちに賛成ということは、難しいという立場を取らざるを得ないというのが今の状態である。

【福本委員長】 確認だが、虹の会として1つ目と2つ目それぞれでお答えいただいていると思う。

が、1つ目に関しては、まず音声反訳による全文筆記ということと、その公開が5か月後ということとでこの1つ目に関して、音声反訳にするという点はいかがか。

【石田委員】 いろいろ課題はあると思うが、そこに関しては賛成である。

【福本委員長】 その中の5か月後というところに関しては、少し長いのではないかという会派の意見であり、1つ目に賛成できないということによいか。

【石田委員】 そのとおりである。

【福本委員長】 2つ目について、総論は理解できるものの、質疑の負担が重いのであろうから、せめて討論を盛り込んでどうかという御意見で、今事務局が説明したことに対して理解はしたが、それでも少し急な変化はいかがなものかということで、2つ目に関しても賛成できないということか。

【石田委員】 そのとおりである。

【星野委員】 大和維新×iRAISEは、1、2ともに賛成である。ただ、議会として先ほど言ったとおり公開時期が遅いであったり、内容が、要約筆記もなくなるということなのでできるだけ早くデジタル化、オンライン化を進めていただくことをお願いしつつ、賛成である。

【福本委員長】 大和維新×iRAISEからも1、2ともに賛成であるとのことである。各会派から意見をいただいたので、協議をお願いしたい。

【赤嶺委員】 事務局に確認したいが、そもそも5か月は遅いのか。

【議事係長】 先ほど事務局次長が答弁したとおり、県内の各市議会への調査結果では6か月が一番多く、次いで3か月が多かったと前回までに報告している。

【赤嶺委員】 つまり、3月の本委員会の資料も踏まえて考えると、委員長報告を作成する手前、要約筆記を速記会社にお願ひせざるを得ない状況があるためにこれを採用してきた。その要約筆記があるから早めに議会にもその会議録を提供できたし、ホームページ上にも公開できた。しかし、これから全文筆記になってくるのでその分時間がかかってしまう。だからこれまでどおりの短期間での公開は難しくなるという理解でよいか。

【議事係長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 であれば、もう録音反訳になるので要点筆記ができなくなることは間違いない。そういう状況で、全文筆記をいかに短時間で対応していくかというのが鍵だと思う。今、賛否の表明の中の皆さんの御意見であったように、今、デジタル機器の進化が非常に速いスピードで進んでいるので、こうしたものをぜひこれから活用もして、また、そのデータのやり取りもこれからタブレットも導入されるし、今まで以上に早くなると思う。こうした中で、どうしたらもっと早く公開できるかということもぜひ御検討いただきたい。完成版でなくても、AIによる文字起こしで不適格なところもあるかもしれないけれど速報で出しますよというパターンと、完成版の時期が変わってもいいと思う。また、併せてこの会議室の音響機器の更新が行われるということであるが、この会議室の設備を見てみると昭和である。これを使っていくということになれば、それを使うためにまた新たな備品が必要でその備品を使うために、また人も充てなければいけないという余計な作業が発生しているのも事実であるので、音声も自動でデジタル化して事務局の機器に飛ばしてくれるような環境があれば、これから取扱いも容易になるだろうし、今後、こうした視点も含めて機器の更新も御検討をいただきたいと思う。これは意見である。

【石田委員】 委員会の討論について、私はそんなに闊達に行われるものではないと考えている。本会議で討論はあるので、委員会の場ではかなり限定的な討論になるということで、1会派で1分とか2分で終わることが極めて多い、もしくはないということが多い状況で、ほとんどの書き起こしは、

質疑答弁に使われているので、そこは割愛し、音声システムを入れること自体は反対ではないので、音声システムを入れて、出てきた討論の文字をそのまま出すのか、要点筆記する必要があるのであれば要点筆記へ切り替えていくのかということは、膨大な作業にはならないと思うが、事務局いかがか。

【事務局次長】 これまで説明してきているが、そもそも音声システムを入れるのではなく、速記者の派遣を受けるのが難しくなるので、この全員協議会室で録音した音声速記会社へ送って、速記会社が反訳することになり、その内容が要約筆記ではなく、全文筆記になると説明を繰り返している。先ほど説明した、委員会で討論があった場合の作業というのが、この機器で録音したものか机の上に置いているＩＣレコーダーに入った音声速記会社で聞きながら文字を打つというものになる。参考として、システムを入れてというところを説明すると、ＡＩで自動的に文字になるというのは多分長期的にはそうなると思うが、今どういう状況かと言うと、日本語は世界の中で同音異義語が特に多い言語であるため遅れていると言われている。例えば「きかい」や「しかく」などが挙げられる。加えて性能もまだ十分でない。例えば「おはようございます」を「お世話様です」と変換されたり、「怠っていた」を「行っていた」のように逆の意味に変換されてしまうこともある。急速に技術が進歩しているので、いずれはＡＩで自動的になると思うが、現状では御指摘いただいた状況には至っていないので、先ほど言ったような作業が新たに生じ得る。

【石田委員】 もし既に委員会中継がされていたら、私はあまり難しいことを言っていない。委員会中継がされていない中で、市民が直接傍聴に来ないと見られないという状況で、委員会の中身が見えづらい。議場の委員長の言葉が、市民が非常にアクセスしやすいものなので、質疑も討論もなくなるというのは、極端ではないかと思っている。質疑は仕方ないけれども、討論だけは事務局の職員が頑張れないのかという話をさせていただいた。

【福本委員長】 今、石田委員から２点目について、討論は残せないか、または何かよい対応方法がないかという御意見があった。虹の会は、１点目も２点目も反対だが、２点目で引っかかっているところが、討論の部分で、これは大事な案件なので、全会派賛成で行きたいところだが、そのあたりで御意見はあるか。

【堀口委員】 先ほど意見の中でも申し上げたが、委員長報告から、たとえ討論をなくしたとしても、議員が本会議でちゃんと討論すれば解決すると単純に思う。虹の会はそれでは駄目なのか。

【石田委員】 委員会の中で言われたことをそのまま踏襲するように各会派が言うのであればよいだろうが、それでは委員会で議論している意味があるのかと思ってしまうので、委員会で議論があって影響を受けることが私はある。委員会での議論がこうなっていましたということをこれまでやってきたのは、私は意味があると思っています、市民がアクセスできる状態をつくっていくのは大事だと思っている。

【堀口委員】 委員会の討論というのは、その議論を踏まえた上で各会派が何で賛成するのか、何で反対するのかというのが討論なので、その踏襲は、本会議で、何で自分たちの会派が賛成するのか反対するのかを明らかにすれば私は補えると思っている。

【赤嶺委員】 今の資料４では、討論があったかなかったかというところも触れないということか。

【事務局次長】 質疑、討論があった場合には「質疑、討論を経て」という言い方で今と変わらない。質疑があり討論がなかった場合には、「質疑を経て討論はなく」という言い方であり、討論があったかなかったについては触れて発言することになる。

【赤嶺委員】 そうであれば、委員長報告の中で討論があったことと、賛否の状況というのは述べられることになるので、今、石田委員がおっしゃったような不安はないと思う。私が思っている不安は、

委員会と本会議で賛否が分かれる場合があると思う。あまりないが、こうした場合、委員長報告の内容と本会議の採決、討論の内容がかみ合わなくなる。こうした場合どうするかというと、堀口委員がおっしゃっていたように登壇して、討論の中で適切に御説明されると思うので、あえてそこを委員長報告に入れないといけないとはならないとも思う。

【河端委員】 今回この2つのことを変えることで業務の効率化と経費の削減につながるものなのかどうか、事務局に確認をしてよいか。

【議事係長】 まず、経費の概算であるが、令和5年度では、速記は決算ベースで500万円強かかっている。その半分くらいが委員会での反訳となるが、その委員会の反訳が仮に要約筆記から全文筆記になった場合、40万円程度安くなる見込みである。また、人件費については、定例会中は委員会の要約筆記による会議録の調製や委員長報告案の作成で、担当職員がかなり時間外勤務をしている状況がある。その時間外勤務についてはかなり減ることが見込まれる。

【河端委員】 業務の効率化はいかがか。

【議事係長】 業務の効率化というところでは、事務局職員が夜遅くまで残っている、もしくは仕事を家に持ち帰っているという現状が、かなり効率化されて時間外勤務が減るのではないかと見込まれる。

【鳥渕委員】 先ほど、事務局から委員長が確認に時間を要するためという、かなり委員長に気を遣った形での話があった。事務局は委員長に、議事進行の打合せなどは必要だと思うが、それ以上に過剰な委員長が自分でできることまで事務局が負っていることもある。そういったものをまずなくして、事前に委員長だったら委員会付託一覧が出たときに、ちゃんと自分でチェックをして、委員長打合せの際には、自分でしっかりと事務局との打合せでどこを審議するのかということは、あらかじめ委員長は理解した上で事務局との打合せに臨むべきである。そういったちょっとしたことかもしれないが、事務局の職員からすれば数時間の作業かもしれないが、やはりそういったことも減らしていかなければいけないのではないかなと思う。委員長だからといって特別偉いわけではなく、責任職として誰よりも事前にしっかりと審議する項目をチェックした上で事務局との打合せに臨むべきで、それをしただけでも、事務局の負担が減るのではないかなということを申し上げておきたい。

【中村委員】 私は両方賛成しているが、今デメリットのことを一部の委員は主に言われているが、要約筆記から全文筆記になるのは私はよいことだと思っている。要約筆記だと細かいニュアンスがつかなくなかったり、その前後のいろいろな議論のやり取りがよく見えないところがあるので、それが全文筆記になるのは、むしろ私は議会の記録としてはよい方向に改善されることだと思っている。そのために少し時間がかかってしまうが、今の事務局の話だと、要約筆記するより全文筆記にしたほうが費用も安い。費用も安くなってより詳細な議事録が残るならよいことだと思っている。そして、委員長報告について今いろいろな意見が出されているが、それでは今の状態がベストかと言えば、私は今の委員長報告にいろいろ課題があると思っている。結局今いろいろなルールがあり、その中でみんなの発言を平等に載せるとか、いろいろなことを議論しても1人の発言は1回しか載せないから、なんとなくよく全体が分からないような形で、そこにぼんとそういう発言が出てきたり、あと質疑をしなかった議員は、何か意見を言ったことを拾って載せるとか、いろいろそういう何とか無理してみんなの意見をそこに載せているというのが今はあり、それは果たしてよい委員長報告なのかという思いがある。あまり活用はされていないが、「ただいまの委員長報告に対して他の委員から何かつけ加えることありますか」とか、「質疑はありますか」というところもあるから、どうしてもこのことについては本会議で確認しなければいけないことであれば、そういうところを確認して本会議で取り上げるこ

ともできると思うので、現制度の下でもまだまだできることはあるので、いろいろな費用の問題や職員のかかる労力の問題ということを考えると、今の委員長の提案は現時点で良識的な提案であって、受け入れたほうがよいと思う。

【石田委員】 私のほうで譲歩案というか、質疑討論に関しては議場での討論で補うことは不可能ではないと思っているので、よいと思う。完成に5か月かかるのは、なかなか理解ができない、市民に説明しづらい。事務局も責任があるので、例えば3か月とすると、不安があると思うが、3か月を目指してやっていただきたいと思う。今後、そこに関して次の定例会前には出していくということを目標に、進めていくということがここで合意されるのであれば、合意をして前に進めていきたいと思う。

【福本委員長】 石田委員としては、少し遡るが2点目に関しても、賛成でよいとおっしゃっていた。ただ、1点目の中の5か月のところが、やはりいろいろ思うところがあって、今提案されている5か月でも、百歩譲ってよいが、この先1か月でも早く公開できるように努力をするというところの皆さんの合意がほしいということではよろしいか。

併せて、先ほど赤嶺委員からは、今技術の進歩が進んでおり、容易に音声反訳での全文筆記が可能になる時期がおそらくだんだん短くなっていくだろうというところで、そうした際には、できるだけ早く公開をしてもらいたいという旨の意見もあった。赤嶺委員の所属する自民党・新政クラブも、1も2も賛成ではあるが、そのように意見を付しているのも、もし皆さんがよろしければ、技術の革新とともに可能であるならば、1日、1か月でも早く市民に公開できるように努力をするということ合意した上で、私から提案させていただいた1点目、2点目について賛成をいただくことは可能か。

【石田委員】 今は、事務局が作成した議事録に依存しているが、本来であれば委員長なのだから、要点となるポイントを自分で押さえて、音声の中から編集して委員長報告を自分でつくることはできるものなので、今回の決定をすると委員長報告を委員長がやろうと思ってできなくなるところは、少し危惧をするところである。

【堀口委員】 市民に対してお知らせできるのが、この全文での議事録というところになるが、今後、議会改革も進んでいって委員会もネット中継されればこういった問題は自然に解決されると思う。その間をどうしていくかという議論は必要とは思いますが、赤嶺委員もおっしゃっていた、技術を使いながらより正確に正しく市民に伝えていくことも目指していけばいいのではと思う。

【福本委員長】 事務局に確認だが、先ほど石田委員より技術の革新とともに5か月よりも短くできるようなときが来れば、なるべく1か月でも早く公開をしてもらいたいということで今皆さんが合意をいただいたところだが、この点についてはよろしいか。

【事務局次長】 立場的に申し上げますと、提案で5か月という数字が出たのは、事前に正副議長、正副委員長と御相談いただいた中で5という数字が出たものなので、私の立場では四者が出された5という数字を超えてもっと短くできます、ということはこの場では言えないという立場であることは御理解いただきたい。その中で、また正副議長、正副委員長と御相談させていただいて、短くする努力をする立場であるので、そのように重く受け止めさせていただく。

【山田議長】 5か月の5とした意味は、主に議論が多くなるのは予算、決算の委員会であるので、その予算、決算の委員会のときに決算のときのあの議論はどうだっただろうか、次につながる予算委員会を行うに当たって振り返りたいと思ったときにほしいのではないかと考えたときに6か月ではなかなか確認がしづらいという中で5か月という数字を、事務局も大変な状況であることなど様々な状況を踏まえて四者で出させていただいた。先ほど来議論があるように、少しでも早く出せるような状況ができれば、また皆さんと考えて期間を設定していけばよいと考えている。

【吉田委員】 私も全面的に賛成であるが、石田委員が言ったように早く公開するのは努力していただきたいと思う。A Iを使つての技術の進歩は日々更新されているので、早く技術革新していくという意味では、ぜひ使っていただきたい。また、堀口委員が言っていたように、委員会の中継もぜひ進めていければと思う。

【福本委員長】 皆さんから御意見を様々にいただいた。しっかり事務局と意見を交わしながら進めていきたいと思うのでよろしく願います。

ほかになければ、本件については、提案内容のとおりとすることによいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定するので、所属会派の議員への周知をお願いします。なお、実施時期は全員協議会室の音響設備の更新時期等を踏まえ、改めて議長に相談の上決定させていただきたいが、何かあるか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

5 その他

(1) 副市長のあいさつについて

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 前田副市長が選任されて初めての本会議のため、本会議の冒頭において前田副市長の挨拶をさせていただきたいと、市側から申入れがあった。当日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後に前田副市長の挨拶となるので、御承知おき願うとともに、所属会派の議員への周知をお願いします。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように願います。

(2) その他

【福本委員長】 ほかに皆さんから何かあるか。

【石田委員】 現市長について公職選挙法違反の疑いがあるところの間報道されている。今、兵庫県知事の件で騒がれているような、選挙期間中に市内のPR会社を使い、ホームページ作成だけでなく、選挙期間中のプロデュース等も担っていただいていたという疑いが持たれている。関連して、選挙期間中の活動の実態を示す政治団体の収支報告が2年間行われておらず、みなし解散となったということとさらに疑惑を深めている。これは政治家としての根本的な問題につながっていくので、議会としてしっかり市長に説明を求めるのは最低限起こすべきアクションである。各会派の皆さんが御賛同いただけるようであれば、市長に全員協議会での説明を求めたいと思っているが、皆さんの御所見を伺

いたい。

【福本委員長】 この件に関して、議長から報告事項があるので、報告していただく。

【山田議長】 先週の金曜日にこの件に関して、市側から市長が27日に記者会見をすると伺っており、そのことは議会内で情報共有してよいと了解いただいている。記者会見が行われるのが明日なので、その状況を見てから提案されてもいいのではと思っている。

【石田委員】 どの程度詳細な記者会見が行われるのか分からないのでおっしゃるとおりかなと思うが、議会として市民に説明がつく対応を取る責任があると思っているので、記者会見を受けて、何もしないということはないと思っている。記者会見後に、どういった動きを取るのかということは議長から御提案があればありがたいし、市側から積極的に説明があれば一番ありがたいと思うが、状況を見ながらということに関しては賛同する。

【福本委員長】 石田委員から、「市長の記者会見が行われるが、それを受けて、必要であれば市長を全員協議会に招いて、意見を聞きたい。」という話があった。とはいえ明日がその記者会見なので、ここでもう全員協議会を開催する、しないというのは、難しいとは思うが、次の本委員会が6月2日の本会議前に開催される。記者会見の後ということもあるので、一度石田委員の意見を各会派に持って帰っていただき、6月2日の本委員会で協議するのはいかがか。ほかに意見があれば伺いたい。

【赤嶺委員】 本会議直前の本委員会であえて協議するのか。協議が長引いた場合に、本会議が遅れる恐れがあるが、その辺りの委員長の考えはどうか。

【福本委員長】 本来であれば本会議を控えているので、本委員会は簡潔に終わらせたい思いである。ただ一方で、先ほど日程の説明があったが、その次の本委員会の開催が6月18日となって、少し間が空くので、私なりに日付を申ししたが、本会議前の本委員会は速やかに終わらせるべきとするなら、全員協議会の話に関しては、6月18日の本委員会での協議でよいのではということであれば、そこに持っていくのが本当はよいのかなと思っている。皆さんの意見を伺いたい。

【星野委員】 今、石田委員から提案のあった市長による説明について、赤嶺委員から、6月2日の本委員会では、本会議の前なのに長引くといかなものかという懸念があるとのことだったが、であれば公ではなく、議会のほうから市長に自ら説明せよ、市長のほうから議会に説明するべきではないかという形で言えばいいだけではないか。

【福本委員長】 記者会見の後に、それを受けて本委員会から説明を要望することについて、6月2日にということを今日の段階で決めるということか。

【星野委員】 そのとおりである。記者会見があろうがなかろうが、今日の段階で取りあえず要望をしておくということである。

【中村委員】 本会議前に本委員会を開催することは、私は基本的によいと思うが、そこでもし赤嶺委員がおっしゃるように、話が長引きそうで本会議が大きく遅れるようであれば、その時点で次の本委員会をどうするかを話し合って、早ければ本会議終了後でもできるかもしれないし、最初の段階として6月2日の本委員会で話すことはいいと思う。

【石田委員】 記者会見が明日なので、6月2日の本会議前の本委員会での協議というのはちょうどよいと思う。そこで全員協議会を求めていくとか、それ以外のことは後日の本委員会等で話合うということでもいいと思う。このことに関しては、議会としてスピーディーにいくべきと思う。かなり市民から、どうなっているんだと言われている。他の周辺自治体の首長と比べて、本市の市長が非常に悪目立ちしている状況がある。これに対して議会が緩慢をしていると、大和市全体で大丈夫なのかという話になってくるので、しっかり市議会が機能しているということを、足並みを合わせてやってい

きたいと思う。

【堀口委員】 事の重大さからすれば、市長が自ら議会に申し出て、説明するのが一番かと思うが、明日記者会見ということなので、その状況を見守って委員長が提案されたように6月2日の本委員会でどう市長に求めていくかというのをまず決めて、対応を考えていきたいと思っている。

【星野委員】 皆さんの意見を聞いていて、なおのこと、記者会見を行う前に議会として説明の場が必要であるという意思を示すほうが、理が通っているのではないかと思います。

【福本委員長】 星野委員の言っていることは分かるが、各会派の意見がまだ確認されていないので、それを考えると6月2日の本委員会は、そんなに先の話ではないので、まずは記者会見を見て、その上で会派で協議をしていただいて、6月2日は本会議の前段であるので、あまり長くは協議ができないことを前提として、長くなるようであればその次の本委員会で再度協議するということでどうか。

【星野委員】 もちろんそれでも結構である。ただし、個人的に一般質問で聞けるので、議会として一緒に意見に合わせる必要はないというのもありというのは確認させてもらいたい。

【事務局次長】 今まで何回か説明しているが、この件に限らず、議会として市側に何かを申し入れる場合は、本委員会で、委員長に対して提案していただき、委員長が皆さんに諮り、全会一致したものは、相手に申し入れ、全会一致しなかったものは申し入れをしないという運用をしている。

【福本委員長】 それでは先ほど提案した形で進めたいと思うがよろしいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのように決定する。

ほかに何かあるか。

【石田委員】 ささいなことであるが、先ほど某衆議院候補の方が来られていて、挨拶だと思うが会派控室前の廊下にいらっしゃったが、今の運用上これはマルなのか。

【事務局次長】 事務局としてはマルとかバツとか言う立場ではないが、本委員会の中でいろいろな議論があり、応接室が空いている場合には原則応接室で対応することが決定されていることを承知している。

【福本委員長】 当事者の一人なのでお話をさせていただければと思うが、前段は応接室で対応していた。その後、控室にも御挨拶をという中で、こちら側で勘違いをしており、引率をすれば室内に入らないにしても廊下だったら平気だったかというところで、そのような行動を取ってしまった。ただ、戻って、駄目だったということで、いたく反省をしたところである。

【石田委員】 しっかりと議員が付き添って責任を持ってやられていたので、何ら問題がないのかなと私は思っていたので、その確認をしたかったが、それは問題があったという認識なのか。

【事務局次長】 問題があったのかと問われると事務局の立場なので答えにくくなる。もう一度整理して説明すると、応接室が空いている場合は全て応接室で対応して終了までというのが原則である。もし応接室が空いていなかった場合には、会派控室で対応することも可能とし、そのときに廊下を訪問者が単独で歩くのではなく、議員が引率をしていただくと申し合わされている。

【吉田委員】 今の確認だが、議員が引率していれば中に入っていいいということになるのか。

【事務局次長】 今説明したとおりで、いいとはならない。

【吉田委員】 事務局の受付エリアまでのところということでよかったか。

【事務局次長】 再度繰り返しになるが、申し合わされているのは原則、全て応接室で対応し、会派控室エリアには入ることはできないというものである。ただし、応接室を他の議員が使われていて空いていない場合については、控室で会うことも可とするとされている。ただしそのときも、その訪問者が単独で歩くのではなく、来られるときも帰られるときも議員が事務局の前まで引率すると申し合わされている。

【福本委員長】 ほかになければ、これで閉会する。

午前11時30分 閉会